

森林整備活動事業における特別措置に係る要綱

令和 7 年 3 月 2 5 日制定

(目的)

第 1 条 この特別措置（以下措置）は、組合員が所有する森林の松くい虫被害が急激に蔓延し、倒伏等の重大な影響を組合員に及ぼす恐れがあることに鑑み、影響を最小限にとどめることを目的とする。

(定義)

第 2 条 枯損した松とは、マツザイセンチュウ病による松くい虫被害木、及びその伝染病を疑われる松をいう。

2 森林とは森林法第 2 条による森林をいう。

(措置の内容)

第 3 条 組合員の所有する森林内にある松くい虫被害木を伐採する場合、森林整備活動積立金を措置して活用し補助する。

2 措置を受けることが出来る者は以下のとおりとする。

ア 組合員

イ 組合員の家族（同住所、生計を共にする家族、当該森林の納税者）

ウ 組合長が認めた者

3 措置を受けることが出来ない組合員は以下のとおりとする。

ア 賦課金未納が過去にある組合員（ただし賦課金未納状態が解消された場合はこの限りでない。）

4 措置の方法として北庄内森林組合（以下組合）が発行する請求金額（課税前金額）の 3 0 % を限度として請求書より控除し森林整備活動積立金より取崩補助するものとする。

ア 控除する金額は千円未満切捨てとする。

イ 組合員一人の申請による上限は 1 0 万円とする。

ウ 隣合った森林で複数の組合員が共同で行う場合の上限は 3 0 万円とする。

5 この措置を受けることが出来る回数は第 5 条の期間内に 1 回とする。

6 他組合・会社等が発行した請求書は本措置を適用できない。

(措置の範囲)

第 4 条 この措置を適用できる区域としては遊佐町吹浦から酒田市浜中までの砂丘地に在る組合員の森林を範囲とする。

(措置の期間)

第 5 条 措置の期間は令和 7 年 6 月 1 日（総代会承認後）から令和 8 年 3 月 3 1 日までの期間とする。

- 2 この措置の延長もしくは再措置の場合は理事会へ付議し決議によるものとする。

(申請方法)

第6条 組合員が申請する方法としては本措置の申請書により申請する。

- 2 申請書は本所、支所の各事務所に備え付け、申請事務は本所に申請する。
- 3 申請時期は、1回目は6月1日から6月30日、2回目は8月1日から8月31日で申請出来る回数は第5条の期間内で1回までとする。

(他の事業との重複の禁止)

第7条 本措置は県市町などの補助金や事業との重複は出来ない。

- 2 組合員割引等と重複は出来ない。

(措置の状況報告)

第8条 措置の利用状況は理事会へ報告することとしその上で積立金の取崩を付議する。

- 2 総代会への報告は決算報告書によりその状況を報告する。

(要綱の改廃)

第9条 この要綱の改廃は理事会の決議をもって行う。

附則

この要綱は令和7年3月25日から適用する。

様式 1

森林整備活動事業（特別措置）申請書 No. _____

◎申請者情報

氏 名	
住 所	〒 -
組合員番号	_____（組合員氏名 _____）
連 絡 先	電話番号：
作業山林地番	
作業本数	_____ 本

北庄内森林組合
代表理事組合長 高橋 一泰 殿

本事業の要綱を承認し、上記の通り事業見積及び補助金の申請をいたします。

令和 年 月 日
氏名 ⑩

【組合記入欄】

特別措置補助金交付決定書

事業費内訳

項 目	内 訳	金 額
直接作業費		円
諸経費		円
小 計		円
特別措置補助金額	千円未満切捨て	円
計（税抜き）		円
消費税等		円
合 計（税込み）		円

補助金 _____ 円を交付し、請求書により清算いたします。
なお、追加作業分は補助対象にはなりません。

令和 年 月 日
北庄内森林組合
代表理事組合長 高橋 一泰